

# 外国人材向け市内就職促進PR動画制作業務委託 簡易評価型プロポーザル参加説明書

## 1. 委託業務の名称

外国人材向け市内就職促進PR動画制作業務委託

## 2. 業務の目的

少子高齢化や人口減少が進む中、企業においては優秀な人材の確保に向けて外国人材の採用に取り組む企業が増えてきている。

一方で、市内には約400名の留学生が在籍しているにも関わらず、市内企業への就職率は日本人学生を含めても約5%程度と低く、市内企業を知らないまま首都圏の企業へ就職してしまう学生が多い。

本業務では市内の大学等に在籍する留学生をはじめとする高度外国人材向けに、市内企業での就職や暮らしをイメージできるような動画を作成し、広くPRすることで、市内企業への就職促進を目的として実施する。

## 3. 業務内容

以下に記載する業務内容は、現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

### (1) 動画制作

- ・制作する動画は5分程度のものを1本作成する。
- ・制作する動画の音声は英語とし、日本語字幕を挿入する。
- ・音声、音楽などを効果的に挿入する。
- ・音楽は著作権フリーのものを使用する。
- ・市が募集した市内企業2社の外国人社員を起用する。
- ・次の内容を含むことを基本とする。
  - ①市内企業で働く外国社員の働く様子や企業の紹介
  - ②上記①の企業で働く外国人従業員の長岡での暮らしについて
  - ③長岡市が取り組む外国人支援策の紹介
- ・Windows Media Playerで開ける形式(.wmv)で作成すること  
(動画は市でYouTubeを活用し、配信する。)

### (2) YouTubeに掲載した動画の再生回数を増やす取り組み

掲載した動画を外国人の方から関心を持っていただき、長岡での就職や暮らしがイメージできるよう、制作段階で工夫する。

### (3) 成果品の納品

契約満了時まで、動画データを格納したDVDを市に5枚納品する。

## 4. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 長岡市内に本社または支店機能が所在する事業者であること。
- (2) 過去2年間の間における、映像制作実績があること。
- (3) 市との打ち合わせや連絡調整に対して、電話やメール対応だけでなく、市役所開庁時間内に迅速に行うことができること。さらに、効果的な企画立案や広報体制が整備されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) この公告日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) この公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 5. 業務期間

令和3年10月上旬（予定）から令和4年1月31日まで

## 6. 委託料

938,000円（税込）以内とする。

※示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではない。

## 7. 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

## 8. 提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 提案書作成上の基本的事項

本説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは、「外国人材向け市内就職促進PR動画制作業務」における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出を求めるものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、当市と協議しながら行うものとする。

### (2) 提案書に記載する事項

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 業務の実施体制に関する事項（様式任意）

本業務への実施体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制

イ 本業務の担当予定者の経歴（様式任意）

本業務を担当する担当者の氏名、役職、経歴等を記載すること。担当予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。

ウ 過去2年間における映像制作実績（任意様式）

エ 会社のアピールポイント（様式任意）

本業務を遂行する上でのアピールポイントについて記載すること。

オ 取組方針と実施手法（様式任意）

「2. 業務の目的」、「3. 業務内容」を踏まえた上で、現時点の取組方針や実施手法を提案すること。なお、提案に当たっては、現在の市内企業における外国人材の受け入れや外国人材の定着に関する課題やその改善方法などに関する認識や考え方について記載すること。

また、制作する動画のイメージが分かるよう、写真等を用い、分かりやすく提案書に盛り込むこと。（デモCMの作成も可）

カ 業務スケジュール（様式任意）

本業務のスケジュールについて記載すること。

キ 費用見積もり（様式任意）

事業費見積額の算出根拠として、具体的に内容と経費（千円単位）を明示すること。

(3) 提案書の書式

ア A4判横書きとする。用紙の使用は縦・横を問わないが、文字の大きさは11ポイント以上とする。モノクロ、カラーは問わない。

イ 提案書には、提案者を特定することができる表記（具体的な社名等）を記載してはならない。

ウ 片面印刷とし、左上1箇所ホチキス止めとする。

## 9. 書類の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出種類 ・簡易評価型プロポーザル参加表明書（様式1）

・誓約書（様式2）

※本市の入札参加資格名簿に登録済の者は様式2の提出は不要。

イ 提出方法 郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。また、FAX及び電子メールの場合は、着信を必ず確認すること。

ウ 提出先 長岡市商工部産業立地課

住所 〒940-0062 長岡市大手通2-6

フェニックス大手イースト6階

電話 0258-39-2228（直通）

FAX 0258-36-7385

Email koyou@city.nagaoka.lg.jp

エ 提出期限 令和3年9月7日（火曜日）午後5時まで

(2) 提案書の提出

ア 提出方法 6部を郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）

イ 体裁 ・様式4  
・提案書（様式任意）  
提案書の表紙として、様式4を提出すること。（様式4と提案書はホチキス止めをしない。）

ウ 提出先 長岡市商工部産業立地課（参加表明書提出先に同じ）

エ 提出期限 令和3年9月24日（金曜日）午後5時まで

10. 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により、電子メール（着信を確認すること）で提出すること。また、件名は「プロポーザル質問書（企業名）」とする。電話又はFAXによる質問は一切受け付けない。

ア 質問の受付及び回答課  
長岡市商工部産業立地課  
Email : koyou@city.nagaoka.lg.jp

イ 質問の受付期間 令和3年9月13日（月曜日）午後3時まで

(2) 寄せられた全ての質問とそれに対する回答は、参加表明書を提出した全員に令和3年9月15日（水曜日）までに電子メールで回答する。

11. プレゼンテーション

(1) 期日  
令和3年9月30日（木曜日）（時間は参加予定者に別途通知する。）

(2) 会場  
長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト内を予定

(3) 留意事項  
ア 参加者は2名までとし、説明者は選考された場合に本業務を担当する者とする。  
イ プレゼンテーションの所要時間は、準備・片付け各5分間、20分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を10分間行うものとする。  
ウ プレゼンテーション会場にはスクリーン、プロジェクター（RGB対応）が備え付けてあるため、スクリーンを使用したプレゼンテーションをすることができる。ただし、パソコンや電源ケーブルはないため、各参加事業者で用意すること。  
エ 実施方法については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等の影響を考慮し、決定及び通知する。

12. 最優秀者の選定

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」のとおりとする。

### 13. 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に書面で通知する。不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

### 14. 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (4) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (6) プレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、変更又は中止する場合がある。

担 当：長岡市商工部産業立地課  
住 所：〒940-0062 長岡市大手通2-6  
フェニックス大手イースト6階  
電 話：0258-39-2228 F A X：0258-36-7385  
Email：koyou@city.nagaoka.lg.jp